

新旧対照表（基本約款）

基本約款 旧	基本約款 新	備 考
<p data-bbox="575 806 819 865">基本約款</p> <p data-bbox="403 1423 1003 1482">2021年4月1日実施</p> <p data-bbox="314 1764 1086 1822">びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p data-bbox="1724 806 1967 865">基本約款</p> <p data-bbox="1546 1423 2145 1482"><u>2021年8月1日</u>実施</p> <p data-bbox="1457 1764 2228 1822">びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p data-bbox="2445 1440 2504 1482">変更</p>

基本約款 旧	基本約款 新	備 考
<p>V. 料 金 等</p> <p>16. 料金の適用開始</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は 31 の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが契約種別を変更する場合は、料金適用開始日は契約変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が 12(2)①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。</p> <p>17. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、料金を払込みの方法によりお支払いいただく場合は納入通知書の発行の日に、口座振替またはクレジットカード払いの方法によりお支払いいただく場合は当社が指定する金融機関又はクレジットカード会社へお客さまの請求情報を通知した日に発生するものといたします。</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が、休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までをいい、以下同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) 当社は、複数の需要場所で当社との契約を結ばれているお客さまが希望した場合、協議によって、それぞれの契約により発生する料金を継続的に一括して請求し、一括して支払うことを認めることがあります。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p> <p>18. 料金の算定及び申し受け</p> <p>—料金の算定方法—</p> <p>(1) 当社は、個別約款の料金表を適用して、15 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、規程により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします（(5)及び(6)の場合も同様といたします。）。</p> <p>(2) 料金の額（消費税等相当額を含みます。）は、次の各号に定めるとおりといたします。</p> <p>① 支払義務発生日の翌日から 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に支払うとき（支払義務発生日の翌日から 20 日目が休日の場合は、その直後の休日でない</p>	<p>V. 料 金 等</p> <p>16. 料金の適用開始</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は 31 の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが契約種別を変更する場合は、料金適用開始日は契約変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が 12(2)①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。</p> <p>17. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、料金を払込みの方法によりお支払いいただく場合は納入通知書の発行の日に、口座振替またはクレジットカード払いの方法によりお支払いいただく場合は当社が指定する金融機関又はクレジットカード会社へお客さまの請求情報を通知した日に発生するものといたします。</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が、休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までをいい、以下同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) 当社は、複数の需要場所で当社との契約を結ばれているお客さまが希望した場合、協議によって、それぞれの契約により発生する料金を継続的に一括して請求し、一括して支払うことを認めることがあります。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p> <p>18. 料金の算定及び申し受け</p> <p>—料金の算定方法—</p> <p>(1) 当社は、個別約款の料金表を適用して、15 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、規程により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします（(5)及び(6)の場合も同様といたします。）。</p> <p>(2) 料金の額（消費税等相当額を含みます。）は、次の各号に定めるとおりといたします。</p> <p>① 支払義務発生日の翌日から 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に支払うとき（支払義務発生日の翌日から 20 日目が休日の場合は、その直後の休日でない</p>	<p>削除</p>

基本約款 旧	基本約款 新	備 考
<p>当社または指定金融機関に、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社指定の料金払込窓口 なお、払込時間は平日の8時40分から17時25分とします。</p> <p>② 当社指定の金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます） なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</p> <p>26. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は当社の指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>27. 遅取料金の徴収方法</p> <p>当社は、お客さまから遅取料金を徴収する場合は、早取料金に相当する額を当該早取料金の算定の基礎となる料金算定期間の料金として徴収し、この額と遅取料金の額との差額を、原則として、その次の次の料金算定期間の料金に加算して徴収いたします。</p> <p>VI. 供 給</p> <p>28. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、別表第7の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量……45 メガジュール 最低熱量……44 メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力……2.5 キロパスカル 最低圧力……1.0 キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度……47 最低燃焼速度……35 最高ウォッベ指数……57.8</p>	<p>当社または指定金融機関に、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社指定の料金払込窓口 なお、払込時間は平日の <u>9時00分から17時00分</u> とします。</p> <p>② 当社指定の金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます） なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</p> <p>26. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は当社の指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>27. 遅取料金の徴収方法</p> <p>当社は、お客さまから遅取料金を徴収する場合は、早取料金に相当する額を当該早取料金の算定の基礎となる料金算定期間の料金として徴収し、この額と遅取料金の額との差額を、原則として、その次の次の料金算定期間の料金に加算して徴収いたします。</p> <p>VI. 供 給</p> <p>28. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、別表第7の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量……45 メガジュール 最低熱量……44 メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力……2.5 キロパスカル 最低圧力……1.0 キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度……47 最低燃焼速度……35 最高ウォッベ指数……57.8</p>	<p>変更</p>

基本約款 旧	基本約款 新	備 考
<p>③ 一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業</p> <p>④ 託送供給にかかるガスの不正使用防止のための検査、確認作業</p> <p>⑤ 解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</p> <p>⑥ 29 又は 30 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</p> <p>⑦ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業</p> <p>⑧ その他保安上の理由により必要な作業</p> <p>38. 専属的合意管轄裁判所 需給契約にかかわる訴訟については、大津簡易裁判所又は大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p> <p>付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、2021 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>③ 一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業</p> <p>④ 託送供給にかかるガスの不正使用防止のための検査、確認作業</p> <p>⑤ 解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</p> <p>⑥ 29 又は 30 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</p> <p>⑦ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業</p> <p>⑧ その他保安上の理由により必要な作業</p> <p>38. 専属的合意管轄裁判所 需給契約にかかわる訴訟については、大津簡易裁判所又は大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p> <p>付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2021 年 8 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>変更</p>